USPTO、特許適格性に関する宣誓書の運用円滑化に向けたメモを改訂

2026年5月5日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、4月30日、「特許適格性に関する宣誓書（Subject Matter Eligibility Declarations: SMED）」の提出手続に関するベストプラクティスについて、出願人・代理人に向けたメモを改訂・公表[1]した。これは、2025年12月に公表されたメモ[2]について、出願人からのフィードバック等に基づいてアップデートを図り、より実用的なガイダンスとすることを目的としたものであるとされている。

今般の改訂は、従来のメモに実体的な変更を加えるものではなく、現状においてSMEDが特許適格性の判断に際して有効に機能していることを踏まえ、主に以下の内容を補足・拡充するものである。

- SMEDの記載内容について、先例[3]も参考に、明細書に記載された技術的な改善内容が当業者においてどのように解釈されるべきか、発明の内容がいかに効率的・効果的な応用技術であるかを説明することが、特許適格性を示すために有効であること。
- 特許審査官は、SMEDを含め132規則に基づく宣誓供述書により提出された全ての主張・証拠を参酌する必要があること。
- 提出するSMEDを有意義なものとするためにも、SMEDを非自明性などに関する他の宣誓供述書とは別に提出することが推奨されること。

USPTOでは、新たにAIポリシー・実務運用を所管する特許副局長（Deputy Commissioner for Patents focused on AI Policy, Practice, and Operations）ポストが設けられ、バリー・シンドラー氏が着任している。USPTOは、今般の改訂版メモについて、同氏から、蓄積した知見に基づいてより実態に即した形で情報提供すべき旨の提案があったこと、今後も必要に応じてアップデートを予定していることも併せて説明している。

（以上）

---

[1] Best Practices for Submission of Rule 132 Subject Matter Eligibility Declarations (SMEDs) (Apr.30, 2026)

[2] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2025/20251208.pdf
（改訂前のメモ）Best Practices for Submission of Rule 132 Subject Matter Eligibility Declarations (SMEDs) (Dec.4, 2025)

[3] Ex Parte Desjardins事件（長官レビューにおいて、機械学習モデルに関する対象発明を抽象的概念ではなく実用的な応用技術であると判断し、特許審判部（PTAB）の判断を覆して特許適格性を認めた事例）など。